

MJF：ライオンズの榮譽、視力の榮譽

今日まで、25 万人以上の会員、非会員がメルビン・ジョーンズ・フェローの榮譽を受けています。MJF 献金は CSF IIを通じての人道主義奉仕であるばかりでなく、彼ら自身が人道主義奉仕をしていることを意味します。

MJF は CSF II に指定できますか？

はい。すべての MJF と MJF の分割払いは CSF II に指定できます。

どうすれば MJF が確実に CSF II に指定されますか？

MJF 申請用紙の「特別な指示」の欄に CSF II 指定と記入するだけで、確実に CSF II に指定されます。

MJF 献金を全額一度に送金する必要がありますか？

いいえ。MJF 献金は、一度に支払われるだけでなく、分割払いが可能です。



▲ Marbella Puerto Banus Cosmopolitan ライオンズクラブはスペインで最初の 100% MJF クラブになり、会員は楯を受け取りました。さらに、この結成 3 年目のクラブは CSF II 200% モデルクラブでもあります。

皆さんのクラブは CSF II を通じて視力を救うために何をしていますか？
csfii@lionsclubs.org まで、事業の詳細と写真を送ってください。

ロス国際会長の呼びかけ

2007 年国際大会までに 2007 のモデルクラブを

現在、1,600 以上のモデルクラブが CSF II を先導しています。これらのクラブは個人献金と他の CSF II 資金獲得方法によって、挑戦的であるが、達成できる最小限の会員平均額を獲得します。2007 年国際大会までに 2007 のモデルクラブを!!

2006-2007 年度モデルクラブとして挑戦を受け入れるクラブは、地区ガバナーに申請してください。地区キャビネットに申請用紙が準備してあります。



なぜCSF II？

小児期失明：

1 秒ごとに 12 名が失明しており、そのうち 1 名は小児です。小児期失明は、人生後半では、しばしば処置不能であるか、処置が非常に高くつく、あるいは重症の視覚障害になる病気に関連しています。現在、世界中でおよそ 140 万人の小児が失明しています。

皆さんのクラブにできること

CSF II を通じて、15,000 ドルで小児期失明と広範囲にわたる屈折障害の矯正を助ける持続可能な小児眼科クリニックを設立することができます。



数字で見るCSF II

- CSF II の最低目標額である1億5,000万ドルに向けて、**6,900 万ドル**が集まりました。
- CSF II のために**一日わずか 0.91ドル**(3年間)でMJFとなることで、**167人**の視力を救うことができます。
- 皆さんがこのニュースを読み始めてから、これまでに、**1人の子供**が失明しています。
- **1,616**のクラブがモデルクラブになり、さらに増えています。



We Serve

ライオンズクラブ国際協会330-A地区(東京)

Lions Clubs International District 330-A(Tokyo)

TEL. 03-5330-3330

FAX. 03-5330-3370

キャビネット事務局：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-17 新宿ダイカンプラザB館2階

Cabinet Office: 2F, Shinjuku Daikan Plaza., 10-17, Nishishinjuku 7chome Shinjuku-ku, Tokyo, 160-0023 Japan

E-mail. cab@lions330-a.org

URL. <http://www.lions330-a.org>

2007年3月 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
ライオンズクラブ会長・幹事 各位

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
ガバナー L 森山 勇
I T・P R・ライオンズカード委員会
委員長 L 横溝 真男

「2006-2007 年度 A-1 書式・2007-2008 年度 P U-1 0 1」提出について

1. 2006-2007 年度 A-1 書式(年次アクティビティ報告書)提出について

2005-2006 年度後半より WMMR にアクティビティ報告ページが追加され、今年度は国際本部から各クラブに送付される幹事キットには年次アクティビティ報告書(A-1 書式)が添付されなくなり、前年度の用紙をコピーして郵送で報告しても国際本部では受け付けて貰えなくなりました。その為、全てのクラブにおいて、インターネットを利用した W E B 上(WMMR)での報告が必要となります。

①WMMR 月例/年次アクティビティ報告書(A-1 書式)は、毎月報告、或いは四半期毎・半年毎・年一度などまとめて報告することも可能です。

まとめて報告する場合には、月を選択し、その月迄の報告書でまとめて報告することが出来ます。(例：2006 年 7~12 月の報告→2006 年 12 月度の報告として入力)

②入力した情報は累計される為、毎月報告を行っていると、年度末には自動的に年次アクティビティ報告書が出来上がります。

従って、毎月報告をされていないクラブは、年度末 2007 年 6 月度の報告(報告時期：2007 年 7 月 3~20 日)を必ず提出されるようお願い致します。この時期はクラブ役員入れ替り時期と重なる為、この時期に限って 2006-2007 年度クラブ役員 I D・P W も使用することができます。各クラブにおかれましては、新・旧役員のうちどなたが責任もって報告するか等の確認していただき、未提出とならないようご注意ください。

2. 2007-2008 年度 P U-1 0 1 (クラブ新三役報告書)提出について

2007-2008 年度クラブ新三役の報告は、WMMR で行います。

昨年度書面での報告を行ったクラブに対しては、既に国際本部から P U-1 0 1 報告用紙が送付されておりますが、WMMR を利用しての報告をお願い致します。

①報告期限：2007 年 5 月 15 日(火)

報告期限は厳守をお願い致します。

期限内に提出されませんと、クラブ新三役の WMMR の I D・P W の発行が遅れ、その後の WMMR 月例会員報告に支障が出て参ります。

WMMR での登録については国際本部の方針です。登録方法につきましては別紙をご参照下さい。I T・P R・ライオンズカード委員会、キャビネット事務局におきましてもできるだけサポートさせていただきますが、全クラブのオンライン登録にご協力下さいますようお願い申し上げます。

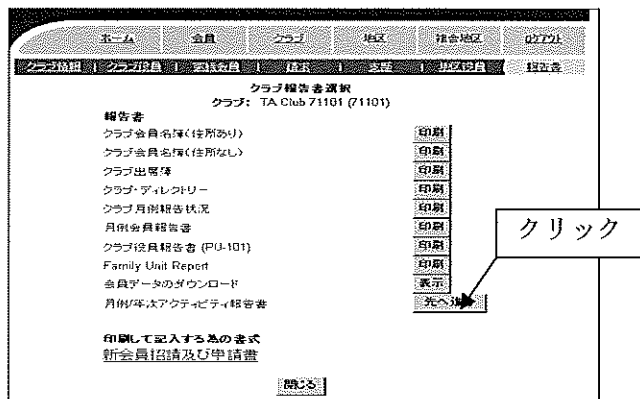
■ A-1 書式 月例/年次アクティビティ報告書

1. 入力方法

まず、WMMR SITEにログインします。ID・PWはクラブ会長・幹事のものをご使用下さい。

- ①[クラブ]→[報告書]をクリックすると、クラブ報告書選択のページが開きます。

- ②「月例/年次アクティビティ報告書」の
 をクリックします。



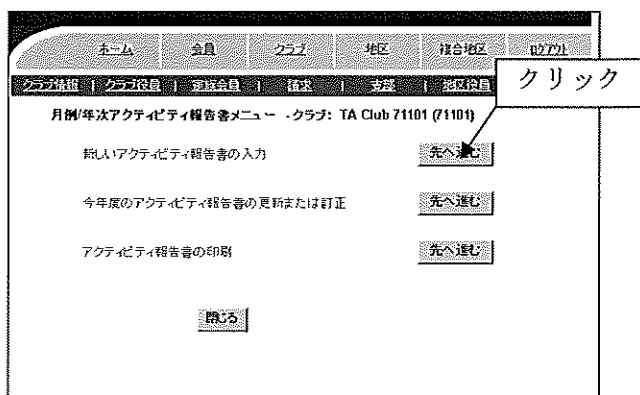
クラブ報告書選択
 クラブ: TA Club 71101 (71101)

報告書	印刷
クラブ会員名簿(住所あり)	印刷
クラブ会員名簿(住所なし)	印刷
クラブ出費簿	印刷
クラブ・ディレクトリー	印刷
クラブ月報報告状況	印刷
月例会費報告書	印刷
クラブ役員報告書 (PU-101)	印刷
Family Unit Report	印刷
会員データのダウンロード	表示
月例/年次アクティビティ報告書	先へ進む

印刷して記入するための書式
 新会員1招請及び申請書

閉じる

- ③月例/年次アクティビティ報告書メニューには、3つの選択肢があります。
 「新しいアクティビティ報告書の入力」の
 をクリックします。



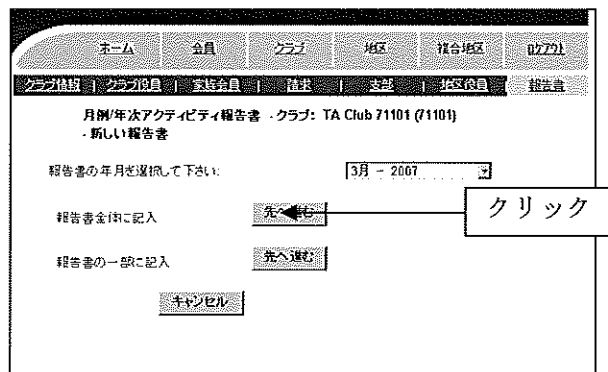
月例/年次アクティビティ報告書メニュー - クラブ: TA Club 71101 (71101)

新しいアクティビティ報告書の入力	先へ進む
今年度のアクティビティ報告書の更新または訂正	先へ進む
アクティビティ報告書の印刷	先へ進む

閉じる

- ④プルダウン・メニュー(▼)から、年月を選択します。
 ここには、まだ報告されていない年月のみが表示されます。

- ⑤「報告書全体に記入」の
 をクリックします。



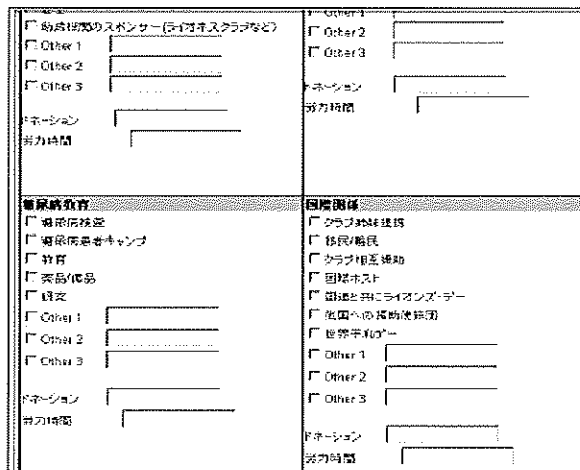
月例/年次アクティビティ報告書 - クラブ: TA Club 71101 (71101)
 ・新しい報告書

報告書の年月を選択して下さい: 3月 - 2007

報告書全体に記入	先へ進む
報告書の一部に記入	先へ進む

キャンセル

- ⑥通貨単位を日本円に合わせます。
 ⑦クラブが行ったアクティビティのボックス(□)をクリックし、チェックを付けます。
 必要に応じて、ドネーションの金額と労力時間を入力します。
 このとき[¥]や[,]は使用せず、数字のみを入力します。
 ⑧チェックマークを付け、ドネーションと労力時間を入力し終わったら、
 をクリックします。



☐ 助成団体のスポンサー(ライオンズクラブなど) ☐ Other 1 ☐ Other 2 ☐ Other 3 ドネーション 労力時間	☐ Other 1 ☐ Other 2 ☐ Other 3 ドネーション 労力時間
家族教育 ☐ 家族教育 ☐ 家族教育者キャンプ ☐ 教育 ☐ 芸術/文化 ☐ 職業 ☐ Other 1 ☐ Other 2 ☐ Other 3 ドネーション 労力時間	国際関係 ☐ クラブの海外派遣 ☐ 移民/難民 ☐ クラブ相互援助 ☐ 国際ホスト ☐ 国際会議にライオンズリーダー ☐ 他国への援助使節団 ☐ 世界平和のデー ☐ Other 1 ☐ Other 2 ☐ Other 3 ドネーション 労力時間

- ⑧報告書の上部に「報告書は保存されました。」と赤い字で表示されます。

同時に各分野毎の「労力時間」と「ドネーション」の合計金額が赤字(英語)で表示されます。

- ⑨報告書を保存したら、[キャンセル]をクリックして前の画面に戻ります。

2. 印刷方法

アクティビティがWMMRに入力されていれば、今年度または前年度のアクティビティ報告書を印刷することが出来ます。

- ①入力方法①②を繰り返し、入力方法③月例/年次アクティビティ報告書メニューの3つの選択肢のうち、[アクティビティ報告書の印刷]をクリックします。

- ②印刷したい報告書を選択し、クリックします。

*月例アクティビティ報告書の印刷

月例報告書を印刷 をクリックすると、次の画面が表示されます:

- ③印刷する月を選択します。
未報告の月は、灰色で表示され、選択することは出来ません。
④[印刷]をクリックします。
⑤月例アクティビティ報告書が表示されます。この画面の報告書を印刷することも出来ますし、ハードドライブに保存することも出来ます。

*年次アクティビティ報告書の印刷

年次報告書を印刷 をクリックすると直に年次アクティビティ報告書が表示されますので、その画面を印刷します。

3. アクティビティ報告書の訂正方法

- ①入力方法①②を繰り返し、入力方法③月例/年次アクティビティ報告書メニューの選択肢のうち「今年度のアクティビティ報告書の更新または訂正」の隣にある

先へ進む をクリックします。

- ②プルダウン・メニュー(▼)から更新または訂正したい報告書の年月を選択します。

- ③「報告書全体に記入」又は「報告書の一部に記入」の

先へ進む をクリックします。

- ④内容を変更したら

保存 をクリックします。入力方法⑧同様報告書の上部に「報告書は保存されました。」と赤い字で表示されます。

■ PU-101 次期役員のオンライン登録

1. 2007-2008 年度クラブ役員のオンライン報告はWMMRで行います。

昨年度書面での報告を行ったクラブに対しては、既にPU-101 報告用紙が送付されていますが、オンラインを利用して追加報告をして下さい。提出期限は2007年5月15日(火)です。

2. オンライン作業について、入力ページを開いたとき 2006-2007 年度役員が表示されますが、これを絶対訂正・削除しないで下さい。

この現役員情報は、皆さんがオンラインに入る為のIDコードの保管場所であり、パスワードと照合する大切な情報です。このIDは国際本部コンピュータが認識しており、間違えて次期役員へ訂正してしまうと、記憶登録していたIDが消え、一時的にクラブが抹消された状態に陥ってしまいます。その結果、キャビネット事務局でもクラブからもサイトが開けなくなってしまいます。

万一誤って現役員を次期役員に訂正してしまった場合は、お手数ですが太平洋アジア課へ文書で、新旧8名の役員リストを添付して、復旧処理を依頼して下さい。

3. PU-101 次期役員のオンライン追加登録注意事項

オンラインでの新役員の報告は、追加するというシステムですので、以下の各項をご理解下さい。

- ①新しく報告するのではなく、来年度の役員を追加することになります。

従って右図が報告完了の画面となります。

- ②今年度を書き換えてはいけません。書き換えるのは、任期中に何らかの理由で変更する場合のみです。

任期中役員が交代する場合は、役員変更届を本部に提出することになります。

クラブ:		
役職名:	任期開始:	任期終了:
今年度		
会員委員長	07/01/2004	06/30/2005
会長	07/01/2004	06/30/2005
幹事	07/01/2004	06/30/2005
会計	07/01/2004	06/30/2005
来年度		
会員委員長	07/01/2005	06/30/2006
会長	07/01/2005	06/30/2006
幹事	07/01/2005	06/30/2006
会計	07/01/2005	06/30/2006

追加 閉じる

4. PU-101 追加登録入力方法

ID・PWは2006-2007 年度クラブ会長又はクラブ幹事のID・PWを使用します。

最初に[クラブ]メニューを開きます。以下、作業手順は画面の表示に従って下さい。

- ① [クラブ]→[クラブ役員]を開くと右図が表示されます
- ② [追加]をクリックします

追加する役員は、「会員委員長」「会長」「幹事」「会計」の4名です。

下図はクラブ役員ページです

クラブ:		
役職名:	任期開始:	任期終了:
今年度		
会員委員長	07/01/2004	06/30/2005
会長	07/01/2004	06/30/2005
幹事	07/01/2004	06/30/2005
会計	07/01/2004	06/30/2005
来年度		

最初に下の「追加」をクリック

追加 閉じる

役職名①の右矢印(▼)を押すと、役職が出ますので確定して下さい。

図の右枠内下部にクラブ員全員が表示されますので、探してマーキング(名前の上で一度クリックすると青帯が付きます)した状態で、赤色の「追加」を押すと、左側の会員氏名⑤・会員番号⑥が書き込まれます。

任期開始③と任期終了④は直接入力して下さい。

そのときキーボードが直接入力(半角英数)になっていることを確認してから書き込みます。

日付は月/日/年と入れます。書式は MM/DD/YY(例: 07/01/07)です。

全ての入力が終わりと、下部の[提出]をクリックすると役員ページに戻ります。

間違えないよう 4 役を入力して下さい。

右図は 4 名の来年度役員が、追加された完了画面です。

*使用画像は個人情報保護の法律に準じて、名前等の部分は消去してあります。

役職名:	任期開始:	任期終了:
今年度		
会員委員長	07/01/2004	06/30/2005
会長	07/01/2004	06/30/2005
幹事	07/01/2004	06/30/2005
会計	07/01/2004	06/30/2005
来年度		
会員委員長	07/01/2005	06/30/2006
会長	07/01/2005	06/30/2006
幹事	07/01/2005	06/30/2006
会計	07/01/2005	06/30/2006

追加作業を 4 名分完了すると画面はこうなりますので確認

追加 閉じる

5. 新役員の住所の入力

来年度新役員は追加登録が終わったら、[会員]→[会員情報の更新]で 4 役の住所を正確にクラブ事務局の住所に変更して下さい。これにより役員宛文書は、確実にクラブ事務局へ配送されます。

事務局がビル建物内にあるときはビル名、メンバーの会社内にあるときは会社名まで正確に書いて下さい。又、事務局が個人宅におかれている場合は〇〇方等も記入して下さい。

事務局が無く幹事宅などの場合は、各役員 4 名の住所はそれぞれ正確に書きます。

従って、クラブ宛の書類は幹事宅、会費請求書等会計関係書類は、会計宅に配達されます。

2006～2007年度（第53回）330-A地区 一般会計収支報告書/補正予算案

科	目	承認予算書	補正予算案	補正後予算案	7/1～12/31収支	実行率
収入の部		58,851,000		58,851,000	91,269,577	155%
1	前年度繰越金	-			63,899,048	
2	地区会費	35,970,000		35,970,000	18,233,050	51%
3	地区特別運営費	13,080,000		13,080,000	6,630,200	51%
4	国際本部交付金	800,000		800,000	308,487	39%
5	会議等登録料	8,500,000		8,500,000	2,179,000	26%
6	受取利息	1,000		1,000	792	79%
7	雑収入	500,000		500,000	19,000	4%
支出の部		58,851,000		58,851,000	27,497,377	47%
A. ガバナー運営費		9,500,000		9,500,000	6,036,148	64%
1	ガバナー費	2,500,000		2,500,000	458,000	18%
2	贈呈費	5,200,000		5,200,000	4,334,318	83%
3	記念写真送付費	1,000,000		1,000,000	950,000	95%
4	弔意表敬費	400,000		400,000	93,830	23%
5	複合等関係費	200,000		200,000	95,000	48%
6	国際協会関係費	100,000		100,000	0	0%
7	OSEAL Forum費	100,000		100,000	105,000	105%
B. 会議等運営費		18,330,000	+700,000	19,030,000	6,027,367	32%
8	キャビネット会議費	11,500,000		11,500,000	3,329,707	29%
9	委員会活動費	1,600,000		1,600,000	454,841	28%
10	PR情報活動費	3,000,000		3,000,000	1,425,000	48%
11	ITホームページ関係費	2,230,000		2,230,000	817,819	37%
12	会計処理調査費	0	+700,000	700,000	0	0%
C. 事務局管理費		29,630,000		29,630,000	15,433,862	52%
13	事務局員給与	12,100,000		12,100,000	6,912,013	57%
14	法定福利費	960,000		960,000	192,541	20%
15	福利厚生費	400,000		400,000	525	0%
16	交通費	450,000		450,000	221,000	49%
17	通信費	840,000		840,000	351,879	42%
18	印刷費	3,600,000		3,600,000	1,838,555	51%
19	事務消耗品費	1,600,000		1,600,000	1,161,255	73%
20	備品購入費	700,000		700,000	588,374	84%
21	運賃・発送費	1,200,000		1,200,000	515,230	43%
22	OA機器費	1,500,000		1,500,000	768,757	51%
23	家賃	4,800,000		4,800,000	2,400,000	50%
24	営繕・清掃費	500,000		500,000	73,500	15%
25	水道光熱費	600,000		600,000	294,887	49%
26	雑費	380,000		380,000	115,346	30%
D. 予備費		1,391,000	-700,000	691,000	0	0%
27	予備費	1,391,000	-700,000	691,000	0	0%

賀詞交歓会会計報告書

(1) 貸借対照表

2007年1月25日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	3,230,000	〈流動負債計〉	2,475,910
普通預金（一般会計）	3,230,000	未払金	2,475,910
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	754,090
合 計	3,230,000	合 計	3,230,000

(2) 収支計算書

自 2006年 7月 1日

至 2007年 1月25日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	2,555,910	〈収入計〉	3,310,000
会場費	1,026,900	登録料収入	3,310,000
食事・飲み物代	1,442,710	(@10,000×331名)	
アトラクション	80,000		
雑費	6,300		
残 高	754,090		
合 計	3,310,000	合 計	3,310,000

第53回地区ガバナー 指名・選挙委員会		資格審査委員会		地区・副地区ガバナー 指名・選挙委員会		決議委員会		第53回地区年次大会		大会幹事団		議事運営委員会	
委員長	和田 雄幸	委員長	和田 雄幸	委員長	野崎 武	委員長	相羽 史朗	大会会長	森山 勇	キヤビネット事務局長	浅野美知郎	委員長	森田 浩一
委員長	水上 良文	委員長	水上 良文	副委員長	赤尾 勝一	副委員長	萬屋 裕	大会副会長	飯田 善彦	キヤビネット副幹事	梶原 正和	副委員長	浅野美知郎
副委員長	出口 有公	副委員長	出口 有公	委員	浅野美知郎	副委員長	平井 守	大会幹事	野崎 武	キヤビネット副幹事	黒田 幹雄	副委員長	黒田 幹雄
副委員長	森 義郎	副委員長	森 義郎	委員	梶原 正和	副委員長	菊地 徳治	大会会計	赤尾 勝一	キヤビネット副幹事	田野倉和己	副委員長	田野倉和己
副委員長	西川 伯榮	副委員長	西川 伯榮	委員	黒田 幹雄	副委員長	綱川 創			キヤビネット副幹事	吉田 寛	副委員長	吉田 寛
副委員長	沖山 聖一	副委員長	沖山 聖一	委員	田野倉和己		矢部 四郎			キヤビネット副幹事	中谷 琢也	副委員長	中谷 琢也
副委員長	森井 博	副委員長	森井 博	委員	吉田 寛					キヤビネット副幹事	高橋 長生	副委員長	高橋 長生
副委員長	田中 久雄	副委員長	田中 久雄	委員	中谷 琢也					キヤビネット副幹事	金子 将人	副委員長	金子 将人
副委員長	清水 正敏	副委員長	清水 正敏	委員	高橋 長生					キヤビネット副幹事	木下 満	副委員長	木下 満
副委員長	高橋 信博	副委員長	高橋 信博	委員	金子 将人					キヤビネット副幹事	山田 健一	副委員長	齊藤 博
副委員長	利根川 進	副委員長	利根川 進	委員	木下 満					キヤビネット副幹事	齊藤 博	顧問	森田 浩一
顧問	嘉悦 康人	顧問	嘉悦 康人	委員	山田 健一								
顧問	渡辺 豊隆	顧問	渡辺 豊隆	顧問	池崎 道男								
				顧問	鈴木 浩								

総務部会			式典部会			会場部会			登録部会			晩餐部会			記録部会			接待部会			救護部会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長	部会長	副部会長	副部会長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
小出 隆夫	小出 隆夫	若松 雅子	覆 秀郎	小倉 雅雄	尾崎 均	大家 一光	吉野 隆幸	吉野 隆幸	古川 浩成	指田 栄二	河崎 明彦	森田 康雄	森田 康雄	上野 上野	田中 勝彦	丸の内	瀧 寛	吉野 昭	高輪	八重洲	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司	飛羽 飛羽	茨松町	栗山 匡司

330-A地区第53回年次大会・クラブ別登録一覧表

2007/3/20 現在

R	Z	クラブ	代議員	式典	追加	合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
1	1	東京 東 京				0			0		¥0
		東京 丸の内				0			0		¥0
		東京 関 東	1	6		7	4		4		¥118,000
		東京 千代田	/	/	/	0	/	/	0		¥0
		東京 日比谷	3	1		4			0		¥40,000
		東京 有楽町				0			0		¥0
		東京 セントメリーズLEO	/	/	/	/	/	/	/		¥0
	2	東京 麴町	1			1			0		¥10,000
		東京 永田町	1			1			0		¥10,000
		東京 馬場先門	2			2			0		¥20,000
		東京 番町	3			3			0		¥30,000
		東京 桜田門	3	2		5	3		3		¥86,000
		東京 紀尾井町	4			4	2		2		¥64,000
		東京 PHILL LEO				0			0		¥0
合計			18	9	0	27	9	0	9		¥378,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
2	1	東京 新橋	4	2		6			0		¥60,000
		東京 芝	5			5			0		¥50,000
		東京 三田	2	1		3			0		¥30,000
		東京 浜松町	2			2	1		1		¥32,000
		東京 高輪	2	1		3	2		2		¥54,000
	2	東京 霞ヶ関	5			5			0		¥50,000
		東京 虎ノ門				0			0		¥0
		東京 愛宕山	3			3			0		¥30,000
		東京 王仁	3			3			0		¥30,000
合計			26	4	0	30	3	0	3		¥336,000

R	Z	クラブ	代議員	式典	合計	晩餐会			備考	登録料
						会員	同伴者	合計		
3	1	東京 日本橋	4		4	1		1		¥52,000
		東京 浜町	4		4	4		4		¥88,000
		東京 人形町	1	1	2			0		¥20,000
		東京 八丈島	3		3			0		¥30,000
		東京 小笠原	2		2			0		¥20,000
	2	東京 神田	2		2			0		¥20,000
		東京 大手町	2		2			0		¥20,000
		東京 御茶の水	1		1			0		¥10,000
		東京 葵	4	3	7	5		5		¥130,000
		東京 櫻	1	4	5	1		1		¥62,000
		東京 みやこ	2		2			0		¥20,000
		合計	26	8	0	34	11	0	11	¥472,000
R	Z	クラブ	代議員	式典	合計	晩餐会			備考	登録料
						会員	同伴者	合計		
4	1	東京 浅草	3		3			0		¥30,000
		東京 秋葉原	3		3			0		¥30,000
		東京 蔵前			0			0		¥0
		東京 鳥越	3		3	2		2		¥54,000
		東京 三宅島	1		1			0		¥10,000
		東京 飛翔	2	1	3			0		¥30,000
	2	東京 上野	6		6			0		¥60,000
		東京 上野南	2	2	4	6		6		¥112,000
		東京 鶯谷	5	15	20	3		3		¥236,000
		東京 不忍	2		2	1		1		¥32,000
		東京 上野東			0			0		¥0
		合計	27	18	0	45	12	0	12	¥594,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
5	1	東京 銀座	6			6			0		¥60,000
		東京 八重洲	2			2			0		¥20,000
		東京 数寄屋橋	3	5		8	1		1		¥92,000
		東京 尾張町	3	2		5	4		4		¥98,000
	2	東京 堀留	2			2			0		¥20,000
		東京 築地	2			2			0		¥20,000
		東京 京橋	2			2	2		2		¥44,000
		東京 柳橋	3			3	1		1		¥42,000
		東京 晴海	2	1		3	2		2		¥54,000
		東京 築地市場	2	4		6	3		3		¥96,000
		合計	27	12	0	39	13	0	13		¥546,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
						会員	同伴者	合計			
6	1	東京 隅田川	1			1			0		¥10,000
		東京 両国	2			2			0		¥20,000
		東京 本所	1			1			0		¥10,000
		東京 墨東	2			2			0		¥20,000
		東京 センチュリー	3			3			0		¥30,000
	2	東京 江東				0			0		¥0
		東京 江東南	2	1		3	2		2		¥54,000
		東京 深川	3			3			0		¥30,000
		東京 城東	3			3			0		¥30,000
		東京 江東中央LS									¥0
合計			17	1	0	18	2	0	2		¥204,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
7	1	東京 江北	1			1			0		¥10,000
		東京 葛飾	4	2		6			0		¥60,000
		東京 亀有	2			2			0		¥20,000
		東京 葛飾東	3	1		4			0		¥40,000
		東京 綾瀬				0			0		¥0
	2	東京 江戸川	4			4			0		¥40,000
		東京 江戸川南	3	1		4			0		¥40,000
		東京 江戸川中央	2			2			0		¥20,000
		東京 江戸川東				0			0		¥0
	3	東京 白鷗	1			1			0		¥10,000
		東京 城北				0			0		¥0
		東京 西新井	2			2			0		¥20,000
		東京 足立中央	2			2			0		¥20,000
合計			24	4	0	28	0	0	0		¥280,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
8	1	東京 赤坂	3	20		23	10	1	11		¥362,000
		東京 麻布	3			3			0		¥30,000
		東京 青山				0			0		¥0
		東京 六本木	2			2			0		¥20,000
		東京 神宮	2			2			0		¥20,000
		東京 スカイ				0			0		¥0
	2	東京 桜門	3			3	4		4		¥78,000
		東京 セントポール	3			3			0		¥30,000
		東京 駿河台	3			3			0		¥30,000
		東京 白門	4			4			0		¥40,000
		東京 法政	3			3			0		¥30,000
合計			26	20	0	46	14	1	15		¥640,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
9	1	東京 渋谷	7			7			0		¥70,000
		東京 原宿	3			3			0		¥30,000
		東京 渋谷中央	1			1			0		¥10,000
		東京 神宮前	2			2	2		2		¥44,000
	2	東京 恵比寿	1			1			0		¥10,000
		東京 代田橋	3			3			0		¥30,000
		東京 代々木	3			3			0		¥30,000
		東京 セントラル	1			1			0		¥10,000
		東京 スピリット21	1			1			0		¥10,000
合計			22	0	0	22	2	0	2		¥244,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
10	1	東京 品川	1	1		2			0		¥20,000
		東京 目黒				0			0		¥0
		東京 芝浦	1			1			0		¥10,000
		東京 五反田	3			3			0		¥30,000
	2	東京 大森				0			0		¥0
		東京 蒲田	2			2			0		¥20,000
		東京 羽田				0			0		¥0
		東京 大井	1	2		3			0		¥30,000
		東京 ウイング	2			2			0		¥20,000
	3	東京 碑文谷	1	1		2			0		¥20,000
		東京 荏原	4			4			0		¥40,000
		東京 GAIA	2			2	2		2		¥44,000
		東京 ウエスト				0			0		¥0
		東京 ダイヤモンドLEO				0			0		¥0
合計			17	4	0	21	2	0	2		¥234,000

R	Z	クラブ	代議員	式典	合計	晩餐会			備考	登録料
						会員	同伴者	合計		
11	1	東京 新宿			0			0		¥0
		東京 新宿北			0			0		¥0
		東京 新都心			0			0		¥0
		東京 太陽	1	5	6	5		5		¥120,000
		東京 スバル	2	5	7	5		5		¥130,000
		東京 大江戸			0			0		¥0
		東京 21世紀			0			0		¥0
	2	東京 新宿東			0			0		¥0
		東京 四谷	3		3			0		¥30,000
		東京 早稲田	3	1	4			0		¥40,000
		東京 新宿御苑	3	2	5	4		4		¥98,000
	合計		12	13	0	25	14	0	14	¥418,000
R	Z	クラブ	代議員	式典	合計	晩餐会			備考	登録料
						会員	同伴者	合計		
12	1	東京 池袋	2		2			0		¥20,000
		東京 豊島	5		5			0		¥50,000
		東京 目白	3	1	4	1		1		¥52,000
		東京 豊島西	2		2			0		¥20,000
		東京 サンシャイン	2		2			0		¥20,000
	2	東京 本郷	2		2			0		¥20,000
		東京 九段	2		2			0		¥20,000
		東京 飯田橋	2		2			0		¥20,000
		東京 神楽坂	3		3			0		¥30,000
	合計		23	1	0	24	1	0	1	¥252,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
13	1	東京 杉並	2			2			0		¥20,000
		東京 中野	7			7	11		11		¥202,000
		東京 杉並東	2	1		3			0		¥30,000
		東京 高井戸	3			3			0		¥30,000
	2	東京 パシフィック	0	0		0	0		0		¥0
		東京 豊新	2			2			0		¥20,000
		東京 しいの木	4			4			0		¥40,000
		東京 セイシン	2			2			0		¥20,000
		東京 中野剣道	4			4			0		¥40,000
		東京 フューチャー	2			2			0		¥20,000
合計			28	1	0	29	11	0	11		¥422,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
14	1	東京 文京	2			2			0		¥20,000
		東京 駒込				0			0		¥0
		東京 大塚	1	6		7	1		1		¥82,000
		東京 巣鴨	3	6		9	7		7		¥174,000
	2	東京 荒川	5	20		25	19		19		¥478,000
		東京 北	4			4			0		¥40,000
		東京 赤羽	4			4	2		2		¥64,000
		東京 荒川西	3			3			0		¥30,000
合計			22	32	0	54	29	0	29		¥888,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
15	1	東京 練馬				0			0		¥0
		東京 練馬西				0			0		¥0
		東京 練馬石泉				0			0		¥0
		東京 光が丘	3	1		4			0		¥40,000
		東京 ウィル	2	5		7	7		7		¥154,000
		東京 すずしろ				0			0		¥0
	2	東京 板橋	3			3			0		¥30,000
		東京 板橋西	2			2	2		2		¥44,000
		東京 志村	4			4			0		¥40,000
		東京 けやき	2	5		7			0		¥70,000
		東京 レインボー	2			2			0		¥20,000
合計			18	11	0	29	9	0	9		¥398,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
16	1	東京 世田谷				0			0		¥0
		東京 田園調布	2	2		4	3		3		¥76,000
		東京 成城	4	1		5			0		¥50,000
		東京 三軒茶屋	3			3	3		3		¥66,000
	2	東京 玉川	2	1		3	2		2		¥54,000
		東京 シティ	2			2			0		¥20,000
		東京 砧	2	1		3	1		1		¥42,000
		東京 自由が丘	1			1	1		1		¥22,000
合計			16	5	0	21	10	0	10		¥330,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
17	1	東京 武蔵野	5			5			0		¥50,000
		東京 調布	4	3		7	7		7		¥154,000
		東京 府中	3			3	2		2		¥54,000
		東京 三鷹	4			4	2		2		¥64,000
		東京 武蔵野けやき				0			0		¥0
		東京 吉祥寺	5	20		25			0		¥250,000
	2	東京 町田				0			0		¥0
		東京 稲城	2			2			0		¥20,000
		東京 町田グリーン	2			2			0		¥20,000
		東京 多摩	1			1			0		¥10,000
		東京 町田クレイン				0			0		¥0
		東京 町田中央				0			0		¥0
		合計			26	23	0	49	11	0	11
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
18	1	東京 八王子	1			1			0		¥10,000
		東京 八王子中央	4	19		23			0		¥230,000
		東京 八王子いちょう				0			0		¥0
		東京 八王子桑都	3	3		6	4		4		¥108,000
	2	東京 日野	3	1		4			0		¥40,000
		東京 八王子高尾	4	13		17	3		3		¥206,000
		東京 日野かしの木	2	1		3			0		¥30,000
		東京 八王子陵東				0			0		¥0
合計			17	37	0	54	7	0	7		¥624,000

R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
19	1	東京 福生				0			0		¥0
		東京 横田				0			0		¥0
		東京 昭島				0			0		¥0
		東京 多摩グラッド				0			0		¥0
		東京 村山				0			0		¥0
		東京 福生LSC				0			0		¥0
	2	東京 青梅				0			0		¥0
		東京 秋川				0			0		¥0
		東京 羽村	5			5			0		¥50,000
		東京 瑞穂	3			3			0		¥30,000
		東京 リバティ				0			0		¥0
合計			8	0	0	8	0	0	0		¥80,000
R	Z	クラブ	代議員	式典		合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
20	1	東京 立川	8	33		41	26		26		¥722,000
		東京 小金井	3	12		15	6		6		¥222,000
		東京 東大和	1	1		2	1		1		¥32,000
		東京 国分寺	2			2			0		¥20,000
		東京 武蔵村山	1	5		6			0		¥60,000
		東京 国立				0			0		¥0
	2	東京 小平				0			0		¥0
		東京 東久留米	2			2			0		¥20,000
		東京 西東京	2			2	3		3		¥56,000
		東京 清瀬	1			1			0		¥10,000
		東京 田無	3	5		8	4		4		¥128,000
東京 東村山中央		2			2			0		¥20,000	
合計			25	56	0	81	40	0	40		¥1,290,000
			代議員	式典	追加	合計	晩餐会			備考	登録料
							会員	同伴者	合計		
1R～20R 合計			425	259		684	200	1	201		¥9,252,000

委 員 会 名

資格審査委員会
議事運営委員会
地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会
決議委員会(決議委員会統括)

* 決議委員会に7つの分科会があります。

* 全ての代議員は7つの分科会のいずれかに所属いたします。

決議委員会 代議員数内訳

	分 科 会	代議員数
1	政策・会則・長期計画・建設計画分科会	143 名
2	経理・会計処理分科会	65 名
3	会員・エクステンション・IT・PR分科会	62 名
4	国際大会参加・緊急援助分科会	36 名
5	アクティビティⅠ分科会	102 名
6	アクティビティⅡ分科会	74 名
7	アクティビティⅢ分科会	63 名
	＜ 合 計 ＞	545 名

(注) 地区ガバナー、元国際理事、前・元地区ガバナー21名が定数外として
代議員登録されております。

330－A地区第53回年次大会提出議案

ガバナー提出案件

A. 代議員総会

案件

- (1) 2007－2008年度330－A地区ガバナー選出の件
- (2) 2007－2008年度330－A地区副地区ガバナー選出の件

B. 各分科会

1. 経理・会計処理分科会

案件

- (1) 2006－2007年度330－A地区上半期会計報告書承認の件
- (2) 2005－2006年度330－A地区会計報告書承認の件

2. 政策・会則・長期計画・建設計画分科会

案件

- (1) 長期的展望に立った建設計画の件

330-A地区第53回年次大会提出議案

役職名：330-A 地区副地区ガバナー
 第14R第2Z 東京荒川LC
 L 名： 飯 田 善 彦

案件：準地区費の改定について

（説明）近年、準地区会費は、会員1名につき、地区費1ヶ月金550円、（特別運営費、地区大会費等を除く）にて、運営されております。ガバナーはじめとするキャビネットの各クラブにたいする役務の提供は、各種書面および資料の送達、数多くの連絡、周年行事等、クラブ単位でなされており、各クラブに対しての支出は、地区役員を重視するのではなく、各クラブを重視するキャビネット運営を目指すことからクラブを一つの単位と考え、クラブが意見をいえる組織を目指す上にも、上記地区会費を区分し、各クラブに応分の負担をしていただくことが、公平であると考えます。

地方税の住民税においても、均等割、所得割と併用になっており、ライオンズクラブにおいても、会員のみからの納入は、会費負担の不公平をきたしております。そこで、地区会費の拠出について、その一部を全クラブが均一に負担をしていただき、その他を一会員の負担にする、いわゆる、併用型の会費の納入方法に変更し、総額は、従前と同額になるようにすることが、合理的な方法であると思います。

また、この改定により、奉仕活動について、個人単位ではなしえないものが、クラブとしては策定、実施しうるなどについて、各クラブがその存在意義と社会的使命を再認識していただくことが各クラブの向上発展につながると思います。

（前提5,600名205クラブ）

現 行 900円（1人）12ヶ月 5,600名 年額 60,480,000円

内訳 地区費1会員1名1ヶ月金550円

地区特別運営費金200円

地区大会費金100円

地区特別大会費金50円

改定案 12ヶ月 年額 60,468,000円

地区費 地区クラブ費1ヶ月金3,000円

〃 地区費会員1名1ヶ月金440円

地区特別運営費会員1名1ヶ月金200円（従前通）

地区大会費1名1ヶ月金100円（従前通）

地区特別大会費会員1名1ヶ月金50円（従前通）

比 較 年額	現 行	改定案	
20名クラブ	216,000円	225,600円	9,600円アップ
28名（平均）	302,400円	301,440円	960円ダウン
40名	432,000円	415,200円	16,800円ダウン

○ガバナー・副地区ガバナー共同案件

330-A 地区 53 回年次大会提出案件

2007 年 月 日

提出分科会名 アクティビティ I

議案 「330-A 地区環境問題アクティビティプログラム 3 ヶ年計画」
一部変更について

提案理由説明代議員 L.

説明 第 51 回年次大会に承認された「330-A 地区環境憲章」を基に
3 ヶ年計画が実施され、2 年目に入った今、各クラブ主権のもと、
長期にわたる継続アクティビティとして実践するには植樹、河川
の浄化、大気の汚染等、どれも単年度で完了するものではない。
長期のスパンで実施される為にも最低 5 ヶ年を目安として環境
アクティビティ、環境リーダー養成講座等、参加クラブ、メンバ
ーが増えてきている現状を考えますと各クラブを指導育成、支援
をしていかなければならない。又、担当委員会も単年度制度の
もとでは、その都度一から始めることに大きなマイナスを生じる。
少なくともある程度の人数が残って引継いでいくことが肝要で
ある。環境保全については常設委員会として設置、存続させ、
委員のある程度的人数を両年度にまたがらせ、3 年目実施要項
一部変更とともに 5 ヶ年計画に変更することを提案します。

○ガバナー・副地区ガバナー共同提案

330-A 地区 53 回年次大会提出議案

提出分科会名 アクティビティ I

議案「ライオンズクラブ 330-A 地区 『環境憲章』の一部訂正」

提案理由説明代議員 L.

説明.

(新) ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区は、われわれの子孫へ未来を継続するため、ライオンズの奉仕の精神に則り、各クラブメンバーが手をつなぎ、地球環境保全活動を推進する。

(旧) われわれライオンズクラブ 330-A 地区はわれわれの子孫の未来を継続するため、ライオンズの奉仕の精神に則り、_____地球環境保全活動を推進するものとする。

2007-2008年度アクティビティ・スローガン

2007年 2 月 7 日

第 4 R 第 1 Z

クラブ名 東京 浅草 LC

会長 L 井桁 凰雄

(1) 笑顔と融和のウィ・サーブ

[提案理由説明代議員 L 井桁 凰雄]

(提 案 理 由)

現代社会に於て、今一番大切な事は、人々との
より良い関係を築く事と有ると思う。我がクラブ
は、このスローガンとした、
今期。

2007年～2008年スローガン

東京荒川ライオンズクラブ

会 長 L石 谷 巖

スローガン

感 動 の 共 有

テ ー マ

温 故 知 新

副地区ガバナー選挙に関する規定改正（案）

改正案	現行
第二章 立候補および責任者	
第6条（立候補の届出） 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。 （下線部分を削除する。）	第6条（立候補の届出） 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料<u>（設営準備金）</u>を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。
第三章 選挙運動	
第8条（選挙運動の禁止事項） 7. <u>電報・ファクシミリ・電子メールにより投票を依頼すること。</u> （下線部分を上記のとおり改正する。）	第8条（選挙運動の禁止事項） 7. <u>電報・ファクシミリにより投票を依頼すること。</u>
1 1. 代議員の選挙権の行使を妨げること。 1 2. 立候補者の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。 1 3. その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。 （第12項を削除し、以下の条文を繰り上げる。）	1 1. 代議員の選挙権の行使を妨げること。 1 2. <u>現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、支持又は反対の意思を表明すること。</u> 1 3. 立候補者の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
第9条（文書による運動） 1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を<u>文書責任者として明記するものとする。</u> （下線部分を上記のとおり改正する。）	第9条（文書による運動） 1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を<u>文書責任者として明記し、かつ、選挙管理委員会の承認印を受けなければならない。</u>

改正案	現行
第四章 違反処分	
第10条（違反に対する処分） 3. <u>著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長および代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。</u> （下線部分を上記のとおり改正し、第4項、第5項、第6項を削除する。）	第10条（違反に対する処分） 3. <u>著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告することができる。</u> 4. 著しい違反行為をなした立候補者は候補者資格を失うものとする。 5. 立候補辞退を勧告された候補者が辞退しない場合には、副地区ガバナー選出の代議員会選挙に先だって、当該候補者の立候補資格の有無を投票によって決めるものとする。 6. 前項により資格を失った立候補者に対し3年間の立候補を禁ずる。
第五章	
第12条（<u>公開討論会又は、立会演説会</u>） 1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の<u>公開討論会又は、立会演説会</u>を催すことができる。 2. <u>公開討論会又は、立会演説会</u>の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。 3. <u>公開討論会又は、立会演説会</u>の弁士は、立候補者とその選定する応援者一人に限る。 4. <u>公開討論会又は、立会演説会</u>の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。 （下線部分を上記の通り改正する。）	第12条（<u>公開討論会</u>） 1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の<u>公開討論会</u>を催すことができる。 2. <u>公開討論会</u>の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。 3. <u>公開討論会</u>の弁士は、立候補者とその選定する応援者一人に限る。 4. <u>公開討論会</u>の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

改正案	現行
細則	
第10条（違反に対する処分） <u>第1条</u> 立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。 （第1条を削除し、以下の条文を繰り上げる。）	第10条（違反に対する処分） <u>第1条</u> <u>公示日までに、立候補者が1名のときは、規定第6条の立候補登録料を立候補者に返還する。</u> <u>第2条</u> 立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。何人も選挙運動期間以外の日に選挙運動をすることができない。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、そ

の者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

立候補者、選挙責任者および会員は選挙に関し次の行為をしてはならない。

1. 選挙運動を、第4条の期間以外にすること。
2. クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払いをすること。
3. 自宅または職場への戸別訪問をすること。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
5. 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
6. 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
7. 電報・ファクシミリ・電子メールにより投票を依頼すること。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
9. 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
10. 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
11. 代議員の選挙権の行使を妨げること。
12. 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
13. その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。
3. 前項の文書は、代議員数の5倍を超過してはならない。

第四章 違反処分

第10条（違反に対する処分）

1. 選挙管理委員会は、禁止事項違反行為をした立候補者とその選挙責任者に警告することができる。

2. 選挙管理委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。
3. 著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及および代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。

第五章

第11条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第12条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を開催することができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者とその選定する応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第13条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第14条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 15 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 16 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 17 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 18 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 19 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 20 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 21 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年 1月17日一部改定。
5. 平成18年 4月22日一部改定。
6. 平成19年 3月26日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

2007～2008年度 副地区ガバナー選出のための

代議員会における選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第53回年次大会議事規則ならびに副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (イ)本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は、527名である。
- (ロ)クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員資格者は21名である。
- (ハ)代議員会は上記 548 名によって構成する。

2. 代議員証

- (イ)上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (ロ)代議員証は「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、4月21日選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席登録

- (イ)代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (ロ)代議員名簿との照合を行うために、必ず本人が行わなければならない。
- (ハ)登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (ニ)代議員会は、10時00分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時40分までには登録手続きを済ませること。
9時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (ホ)(ニ)の時間に遅刻したときは、選挙のための代議員の投票権を行使できなくなるだけでなく、会場への入場も出来ない。
- (ヘ)代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。
- (ト)この代議員会には代議員以外入場できないが、「地区ガバナー、副地区ガバナー・指名選挙委員会」委員長および副委員長は、代議員会に立ち入ることができ、また議長の許可を得て発言することもできるものとする。

4. 代議員会場

- (イ)会場では予め指定された、各分科会席毎に着席する。

5. 公開討論会又は、立会演説会

- (イ)議長は、次期副地区ガバナー立候補者を議場において紹介する。

- (ロ)「地区ガバナー、副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会又は、立会演説会をする。
- (ハ)公開討論会又は、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (イ)「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票を行う。
- (ロ)「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」は会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (ハ)投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
- (二)次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ ○印の記載のないもの
 - ⑥ その他「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (ホ)投票は「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。各候補者所属クラブより派遣された各1名の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (ヘ)「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し、直ちに開票を始める。
- (ト)「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」、「議事運営委員会」、「資格審査委員会」および候補者所属クラブよりの各1名の立会人、「地区ガバナー、副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に立入ることは出来ない。
- (チ)過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (リ)過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。
再度の選挙を行なう場合、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ヌ)「地区ガバナー・副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (ル)代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する行為を禁止する。

7. 投票結果の発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

ガバナーズ・アワード受賞クラブ、メンバー一覧表

2007年3月 20 日現在

	アワード名	対象	金 賞	銀 賞	銅 賞
A 1	会員増強 優秀賞	ク ラ ブ	東京桜田門LC 東京法政LC	東京日本橋LC 東京飛翔LC 東京江戸川東LC 東京渋谷LC 東京練馬LC 東京ウィルLC 立川LC 国立LC 清瀬LC	東京鶯谷LC 東京六本木LC 東京桜門LC 東京スバルLC 東京中野剣道LC 東京フューチャーLC 東京シティLC 東京武蔵野けやきLC 東久留米LC
		個 人	L庄子 守 (東京ウエストLC) L友松 増恵 (東京飛翔LC) L倉持 正 (東京法政LC) L中村 福義 (東京中野剣道LC)	L加藤 博久 (東京原宿LC) L前田 信哉 (東京武蔵野けやきLC) L森本 昇二 (清瀬LC)	L原田 貞機 (東京江戸川LC) L松井 健治 (東京桜門LC) L今村 廉彦 (東京大井LC) L堂屋敷 淳 (東京スバルLC) L金 英子 (東京21世紀LC) L出井 猛 (東京新宿御苑LC) L大貫 哲 (立川LC) L紺野 仁吉 (国立LC)
A 2	退会防止 優秀賞	ク ラ ブ	東京不忍LC 東久留米LC	東京調布LC	東京上野東LC 東京江戸川東LC
A 3	会員維持 優秀賞	ク ラ ブ	東京渋谷LC	東京鶯谷LC 東京しいの木LC 東京武蔵野けやきLC	東京芝LC 東京浜町LC 東京目黒LC 東京中野LC
A 4	クラブ運営 優秀賞	ク ラ ブ	東京吉祥寺LC	東京城東LC 東京町田中央LC	東京荒川西LC 八王子高尾LC
A 5	高齢者 優秀賞	敬 寿 賞 90 歳 以 上	96歳 L杉田 三郎 (東京両国LC)		
			95歳 L鈴木 浩 (東京池袋LC)		
			94歳 L渡辺 豊隆 (東京紀尾井町LC)	L吉田 悠 (東京三田LC)	
			L鈴木 靖造 (東京葛飾LC)	L大田 末穂 (東京杉並LC)	
			93歳 L木原喜八郎 (東京四谷LC)	L甲山 勝次 (東京四谷LC)	
			92歳 L片岡 章好 (東京番町LC)	L河内 秀喜 (東京新橋LC)	
			L谷島 衛 (東京築地市場LC)	L金井 次夫 (東京恵比寿LC)	
			91歳 L石黒 眞一 (東京九段LC)	秋元 一仁 (東京飯田橋LC)	
			L福島 誠一 (東京中野LC)		

A 5	高齢者 優秀賞	敬 寿 賞 90 歳	90歳	L東野 公一 L堀内 才一 L太田 定治 L篠塚 暹 L光田 亨	(東京千代田LC) (東京京橋LC) (東京江東LC) (東京調布LC) (昭島LC)	L尾平 聰男 L井上 幸恭 L戸田正三郎 L渋谷 隆泰	(東京新橋LC) (東京本所LC) (東京文京LC) (町田LC)
		傘 寿 賞 80 歳 以 上	89歳	L多賀 幸二	(東京江戸川南LC)		
			88歳	L岡村 愛	(東京京橋LC)		
			87歳	L宮原 重夫 L佐藤 政二	(東京築地市場LC) (町田LC)	L藤田平三郎 L馬場 喜春	(東京原宿LC) (日野かしの木LC)
			85歳	L村田恒太郎	(東京しいの木LC)	L沢井 武重	(立川LC)
			84歳	L矢島 国久	(東京神楽坂LC)	L矢島 真治	(立川LC)
			83歳	L土屋 晃雄 L小倉一太郎 L五十嵐栄治 L初道 良一	(東京新橋LC) (東京大井LC) (立川LC) (立川LC)	L高橋 静男 L藤原 登 L板谷 光汎 L三田 鶴吉	(東京原宿LC) (東京武蔵野LC) (立川LC) (立川LC)
			82歳	L河野 宗夫 L早山 馨 L三川 薫 L松本六三郎 L萩生田 博	(東京新橋LC) (東京築地市場LC) (東京城東LC) (東京神楽坂LC) (町田LC)	L綿貫 守男 L永井 重雄 L鷗田 武 L渡辺 法雄 L小林 五月	(東京上野南LC) (東京本所LC) (東京神楽坂LC) (東京武蔵野LC) (稲城LC)
			81歳	L植野 正清 L吉永 貞雄 L中嶌 武夫 L千葉 裕典 L板東 恒男 L西沢 芳夫 L義澤 一孝 L三根 信男	(東京馬場先門LC) (東京日本橋LC) (東京京橋LC) (東京柳橋LC) (東京五反田LC) (東京九段LC) (町田LC) (東久留米LC)	L野村 元一 L田中 よし L宇野 静夫 L山口 章二 L吉村 一男 L桑田 碧 L安藤 武雄	(東京芝LC) (東京鶯谷LC) (東京柳橋LC) (東京目黒LC) (東京五反田LC) (町田LC) (日野かしの木LC)
			80歳	L今岡 義雄 L直井 清 L若山雄次郎 L高見澤源之助 L加藤 俊男 L角頼喜一郎 L井関 喜夫 L池田 昭治 L原 照壽 L小泉龍之助 L古平 保夫 L大野 寛二 L和泉 泰司 L谷口 中 L加藤 孝一 L堀 幸男 L鎌田 佳造 L平塚 秀雄 L南村 弘和 L原 與志男 L嶋田 義隆 L朝倉 昭 L中川 彪三 L中村 定夫	(東京番町LC) (東京番町LC) (東京新橋LC) (東京芝LC) (東京日本橋LC) (東京鶯谷LC) (東京堀留LC) (東京本所LC) (東京江戸川LC) (東京江戸川東LC) (東京江戸川東LC) (東京西新井LC) (東京神宮LC) (東京駿河台LC) (東京渋谷LC) (東京目黒LC) (東京五反田LC) (東京四谷LC) (東京四谷LC) (東京豊島西LC) (東京豊新LC) (東京巣鴨LC) (東京調布LC) (日野LC) (青梅LC) (立川LC)	L谷澤 久 L鈴木 喬 L小林 正平 L高村 輝義 L東 靖晃 L佐藤 寛 L石渡 陽二 L首代 武雄 L内海 昭和 L上村 邦夫 L佐藤 一意 L張 瓏堂 L下村 達雄 L小西 英雄 L志田 香 L金井直太郎 L山田 賢造 L澤野 邦夫 L長嶋 福松 L有馬 純吉 L古谷田昌邦 L中村 定司 L山崎徳太郎 L大沢 久七	(東京番町LC) (東京新橋LC) (東京芝LC) (東京三田LC) (東京浅草LC) (東京鶯谷LC) (東京築地市場LC) (東京江戸川LC) (東京江戸川東LC) (東京白鷗LC) (東京西新井LC) (東京神宮LC) (東京渋谷LC) (東京代々木LC) (東京五反田LC) (東京四谷LC) (東京四谷LC) (東京中野LC) (東京巣鴨LC) (東京北LC) (町田LC) (八王子高尾LC) (青梅LC) (小金井東京LC)

	アワード名	対象	金 賞	銀 賞	銅 賞
A 6	エクステンション ライオネス 優秀賞	ク ラ ブ	—	—	—
B	IT・PR・情報 優秀賞	ク ラ ブ	東京恵比寿LC 東京豊島西LC 東京ウィルLC 東京世田谷LC 福生LC	東京練馬LC 東京石泉LC 八王子桑都LC	東京神田LC 東京江戸川中央LC 東京江戸川東LC 東京桜門LC 東京駒込LC 東京巢鴨LC 東京吉祥寺LC 町田クレインLC
		個 人	L山本 康弘 (東京世田谷LC)	—	—
C 1	YE 優秀賞	ク ラ ブ	東京みやこLC	東京ウエストLC 東京砦LC 小金井東京LC 東大和LC	東京中野剣道LC 立川LC 小平LC
		個 人	—	—	—
C 1	YE 協力賞	ク ラ ブ	東京紀尾井町LC 東京浅草LC 東京江戸川東LC 東京砦LC 立川LC 国立LC	東京芝LC 東京江戸川LC 東京ウエストLC 東京三鷹LC 小金井東京LC	東京みやこLC 東京江戸川中央LC 東京志村LC 東京吉祥寺LC 東大和LC
		個 人	L中島 進 (東京紀尾井町LC) L河合 悦子 (東京みやこLC) L石橋 昌雄 (東京浅草LC) L矢吹 司郎 (東京江戸川中央LC) L庄子 守 (東京ウエストLC) 下村 俊彦 (東京ウエストLC) L高橋 禄郎 (東京志村LC) L島田 益吉 (東京砦LC) L富山 敏之 (東京三鷹LC) L中嶋 文夫 (東京吉祥寺LC) 小笠原寿美 (立川LC) L檜原 一喜 (東大和LC) L紺野 仁吉 (国立LC)	L大橋 周治 (東京芝LC) 松永 黎子 (東京みやこLC) L高濱 政夫 (東京江戸川LC) L茅島 純一 (東京江戸川東LC) L田畑トヨ子 (東京ウエストLC) 山下 昌宏 (東京ウエストLC) 渡邊 理絵 (東京志村LC) 志谷 由美子 (東京砦LC) L向井 忠義 (東京三鷹LC) L高橋 了 (立川LC) L清水 勉 (小金井東京LC) L倉田 裕二 (国立LC)	
C 2	青少年 レオ育成 ライオンズ クエスト 優秀賞	ク ラ ブ	東京江東南LC 東京江戸川LC 東京品川LC 東京五反田LC 東京大井LC 東京荏原LC 青梅LC 小金井東京LC 東京西東京LC	東京深川LC 東京成城LC 東京東村山中央LC	東京高輪LC 東京葛飾東LC 東京桜門LC 東京大森LC 東京神楽坂LC 東京高井戸LC 東京世田谷LC 東京田園調布LC

アワード名		対象	金 賞	銀 賞	銅 賞
C 3	薬物乱用 防止 協力賞	ク ラ ブ	東京江戸川東LC 東京中野LC	東京玉川LC 日野LC	東京葛飾LC 東京世田谷LC 東京八王子陵東LC
		個 人	L森瀬 宗忠 (東京石泉LC)	L桐井 義則 (東京江戸川東LC)	L寺田 義和 (東京鶯谷LC)
D 1	献血・ エイズ拡散 防止 推進優秀賞	ク ラ ブ	東京江戸川南LC 東京赤羽LC 東京光が丘LC	立川LC	東京上野LC 東京江戸川LC 東京江戸川中央LC 東京神楽坂LC 町田グリーンLC
		個 人	L落合 四郎 (東京江戸川中央LC)	L大島 一夫 (東京上野LC) L井梅 光人 (福生LC)	—
D 2	骨髄移植 臍帯血推進 優秀賞	ク ラ ブ	東京馬場先門LC	東京赤羽LC 東京荒川西LC 小平LC	東京三軒茶屋LC 福生LC
		個 人	—	—	—
D 3	献眼・献腎 優秀賞	ク ラ ブ	東京北LC 東京石泉LC	東京鳥越LC	東京麻布LC
		個 人	—	—	—
E 1	環境保全 優秀賞	ク ラ ブ	八王子高尾LC	東京すずしろLC 東京吉祥寺LC 町田グリーンLC 立川LC	東京綾瀬LC 東京赤坂LC 東京九段LC 東京中野LC 東京練馬西LC 東京石泉LC 八王子いちようLC
E 2	障害者福祉 優秀賞	ク ラ ブ	東京ウエストLC 東京文京LC	東京馬場先門LC 東京高輪LC 東京荒川LC 東京府中LC	東京日本橋LC 東京飛翔LC 東京上野南LC 東京墨東LC 東京神宮前LC 町田LC 瑞穂LC 国分寺LC
		個 人	高橋 孝子 (東京ウエストLC)	—	—

アワード名		対象	金 賞	銀 賞	銅 賞
F 1	国際大会 参加 優秀賞	クラブ	東京荒川LC 立川LC	八王子高尾LC	東京スバルLC 町田LC
		個人	L石田 健 (東京江戸川東LC) L渡邊 晃 (東京新都心LC)	L高橋 四郎 (東京品川LC) L太田 正利 (八王子桑都LC)	L堂屋敷 淳 (東京スバルLC)
F 2	国際協調 優秀賞	クラブ	東京新橋LC 東京霞ヶ関LC 東京西新井LC 秋川LC	東京晴海LC 東京杉並東LC 東京豊新LC 東京赤羽LC 東京武蔵野LC	東京蔵前LC 東京江戸川南LC 東京蒲田LC 東京21世紀LC
F 3	LCIF 優秀賞	クラブ	東京調布LC	東京四谷LC 町田LC	東京ウィルLC 東京成城LC
F 3	LCIF 優秀賞	個人	L鈴木 康夫 (東京中野LC)	L田中 隆博 (東京中野LC) L北村 昭子 (東京太陽LC) L中村 善子 (東京成城LC)	L根岸 一夫 (東京上野南LC) L藁谷 和家 (東京鶯谷LC) L石田 哲司 (東京江東LC) L手島 康博 (東京江東LC) L松本 光史 (東京江東LC) L榎本 一 (東京中野LC) L下平 茂治 (東京文京LC) L吉田 實 (東京文京LC) L石原 潔 (東京志村LC) L安田 實 (八王子いちょうLC) L篠崎 寛治 (八王子高尾LC) L田倉 仁 (八王子高尾LC)
F 4	CSFⅡ 優秀賞	クラブ	東京江戸川南LC	東京ウィルLC 田無LC	東京関東LC 東京代々木LC 東京四谷LC 八王子いちょうLC 立川LC

アワード名		対象	
G	ガバナー特別賞 (キャビネット運営協力賞)	クラブ	東京葵LC 東京銀座LC
	ガバナー特別賞 (PR賞)	クラブ	東京早稲田LC
	ガバナー特別賞 (会員増強賞)	クラブ	東京芝LC 東京飛翔LC 東京白門LC 東京渋谷LC 東京GAIA LC 東京ウエストLC 東京大江戸LC 東京荒川西LC 東京練馬LC 八王子高尾LC
	ガバナー特別賞	個人	黒田 幹雄 (東京虎ノ門LC) 奥山 貞夫 (東京葛飾LC)
複合地区年次大会 推薦クラブ (優 秀 賞)			東京石泉LC
複合地区年次大会 推薦クラブ (アイディア賞)			東京ウィルLC
複合地区年次大会 推薦クラブ (特 別 賞)			八王子高尾LC



We Serve

ライオンズクラブ国際協会330-A地区(東京)
Lions Clubs International District 330-A(Tokyo)

キャビネット事務局：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-17 新宿ダイカンプラザB館2階
Cabinet Office: 2F, Shinjuku Daikan Plaza., 10-17, Nishishinjuku 7 chome, Shinjuku-ku, Tokyo, 160-0023 Japan

TEL 03-5330-3330 FAX 03-5330-3370 E-MAIL cab@lions330-a.org URL <http://www.lions330-a.org>

2007年3月19日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
各クラブ会長 様

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
ガバナー L 森山 勇
地区ガバナー・副地区ガバナー指名選挙委員会
委員長 L 野崎 武
第53回年次大会資格審査委員会
委員長 L 和田 雄幸
委員長 L 水上 良文

330-A地区第53回年次大会

代議員登録変更について

拝啓 早春の候、皆様にはご健勝にて益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。
さて、標記につきまして代議員登録変更を下記のとおりとさせていただきます
のでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 代議員登録変更期限以降の変更および代議員証の再発行は、大会当日、受付にて「資格審査・代議員変更手続」をしていただきます。
1. 当日、代議員変更受付時間は9:00～9:30までとさせていただきます
のでご注意下さい。

変更方法

- ① 当日、9:30までに資格審査受付にクラブ会長と同行し、所定の用紙に必要事項を記入してください。
- ② 会長および交代代議員の本人確認の為、写真入クラブ手帳をご提示ください。クラブ手帳に写真掲載がない場合、それに代わる写真入身分証明書(運転免許証、パスポート等)とクラブ手帳のご提示をお願い致します。(写真入り名刺は不可)
- ③ 代議員証の再発行後、必ず各クラブの受付にて登録を行ってください。

以上